

戸沢村農産物鳥獣対策支援事業補助金交付要綱

第1 村長は、農産物の鳥獣被害防止を図るため、家庭菜園等に電気柵を導入する団体及び個人その他村長が適当認める者が行う同事業について、戸沢村補助金に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年7月規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

第2 補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は家庭菜園等に電気柵を購入に要した経費とする。
- (2) 補助率については、補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て、上限3万円）とする。

第3 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定める補助金交付申請書を村長が別に定める期日まで提出しなければならない。

第4 補助金交付の条件

規則第7条第1項（1）に定める軽微な変更は、次に定める変更以外とする。

- (1) 事業実施主体に係る事業種目の新設又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体に係る補助事業に要する経費の20パーセントを超える額の増減
- (4) 設置場所の変更

2 規則第7条1項（1）の規定により補助事業の変更について村長の承認を受けようとする場合は、別に定める補助金計画変更承認及び変更交付申請書を提出しなければならない。

第5 状況報告書

規則第12条に規定する補助事業等状況報告書は、実績報告書をもって代えるものとする。

第6 実績報告書

規則第14条に定める実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日とする。

第7 帳簿の備付等

規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業実施年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

第8 書類の提出

この補助事業に関して、事業実施主体が村長に提出する書類は1部とし、産業振興課を経由しなければならない。